

令和6年7月18日

第37回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第37回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和6年7月18日(木) 午後2時～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について

議案第 3 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申出について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西川路 利 広
7 番 下 吉 一 郎	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 藺 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清八郎
16 番 前 田 真津美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 上 拂 忠	22 番 田之上 洋
23 番 濱 田 卓 郎	24 番 徳 留 力 雄	25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光	27 番 大 迫 恵 太	28 番 物 袋 唱 二
29 番 湯之上 大 幸	30 番 南 圭 司	31 番 小 村 亮 太
32 番 藏 藺 堅 志	33 番 塚 田 幸 美	34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

15 番 井 元 清八郎

1 欠席委員

13 番 井 手 康 則

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

小 吉 建 治

主幹兼農地総務係長

前 村 修

農地総務係主査

榊 原 かおり

主幹兼振興係長

前 田 昭 市

振興係主事

藤久保 宏 実

振興係主事

今 吉 蓮 樺

主幹兼地域計画係長

向 吉 真 一

地域計画係主査

宮 崎 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

前 村 修

1 開会 午後2時

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第37回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「6番委員」と「8番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は、4件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 今回の所有権移転分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま

議長

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号の所有権移転分1番から4番について、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号の所有権移転分の1番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の所有権移転分1番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の5ページから11ページまでの18件で、うち新規が11件、再設定が7件となっています。

議案書の5ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、11ページの総合計は37筆、32,428㎡です。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、25番委員の退席を求めます。

(25番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、
原案のとおり承認することに決定いたします。

(25番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から7ページ6番ま
で、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用して、33番委
員の退席を求めます。

(33番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の3番から6番については、原案の
とおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から6番について
は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(33番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の7番から11ページ18番
までを一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の7番から18番については、原案
のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の7番から18番について
は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第
3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定に
ついてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第
3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定は
15件です。

それでは、議案書の１２ページをお開きください。

（番号１を議案書どおり読み上げ説明）

以下については、お目通しください。

なお、本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定において、市町村に対し農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるようになっており、同法第１９条第３項の規定において「市町村は、農用地利用集積等促進計画案作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第２号のうち１番から８番について、ご審議願います。

この１番から８番については、新規就農者１名に関する案件であり、事務局が、営農状況等の調査を行っておりますので、事務局への報告を求めます。

事務局

それでは、新規就農者について報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案書にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、審議資料の１ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

申請人は、塗装業を営んでいましたが、知人の農業を手伝ったことをきっかけに自分でも営農したいと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は知人のものを借用し、栽培技術や機械の操作については、知人から教わるため問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナックエンドウを中心に、年間販売高３００万円を目指しています。

以上で報告を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第２号のうち１番から８番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 議長	「なし」の声あり。 議案第2号のうち、1番から8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。
	よって、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち、1番から8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号のうち9番から15ページ15番まで、一括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第2号のうち、9番から15番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち、9番から15番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	7月9日の転用調査時に私と13番委員、26番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から6番は売買、7番と8番は親族への贈与、9番は子への贈与、10番と11番は現在の耕作者への贈与で、いずれも贈与税に関しては理解しているとのことでした。 なお、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われまふ。 最後に、農地法第3条調書及び位置図、字図につきましても、審議資料の2ページから35ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条

	調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしましたが、審議資料等をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第3号のうち、1番について、ご審議願います。 この1番につきましては、会議規則第25条の規定を準用し、23番委員の退席を求めます。 （23番委員の退席を確認） ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号のうち、1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号のうち、1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 （23番委員の復席を確認） 次に、議案第3号のうち、2番から18ページ11番まで、一括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号のうち、2番から11番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、2番から11番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は貸資材置場です。

審議資料の36ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南東へ400m離れた農地で、東及び西は宅地、南は雑種地及び宅地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、隣接地の建材会社を営む法人の役員で、申請地を取得し、貸資材置場として整備し、法人へ貸し出す計画です。

土地の形状については現状で、申請地への建築物等はなく、また、隣接する農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の37ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北へ50m離れた農地で、東は雑種地、西は宅地及び公衆用道路、南は宅地及び雑種地、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを設置する予定で、隣接する農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の38ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から西へ320m離れた農地で、東は公衆用道路、西は雑種地、南及び北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロック設置済みで、隣接す

る農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は車両置場兼展示場です。

審議資料の39ページをお開きください。

申請地は、[]から北東へ250m離れた農地で、東及び北は畑、西は国道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、自動車販売業等を営む個人事業主で、既存店舗から南へ80m行った申請地を取得し、車両置場兼展示場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界に防護柵を設置する予定です。申請地への建築物等はなく、隣接する農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は駐車場です。

審議資料の40ページをお開きください。

申請地は、[]から北西へ770m離れた農地で、南は畑及び山林、それ以外は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、中山間地域等に存在する、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、現在、製造工場を営んでおり、工場の増設を計画していることから、申請地を取得し、新たな駐車場を整備する計画です。

土地の形状については、1m程盛土し、土留工事と法面保護を行う予定です。申請地への建築物等はなく、隣接する農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、5件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号の1番から5番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長	議案第4号の1番から5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	議案書の22ページをお開きください。
	議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。
	今月は、売渡申出が7件、貸付申出が1件でございます。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下については、お目通しください。
	なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の41ページから55ページに掲載しています。
	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	それでは議案第5号について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ご質疑なしと認めます。
	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。
	議案書の22ページをお開きください。
	番号1は、17番委員と36番委員。
	番号2と番号3は、25番委員と6番委員。
	番号4は、8番委員と27番委員。
	番号5は、24番委員と5番委員。
	番号6は、16番委員と35番委員。
	番号7は、14番委員と33番委員。
	番号8は、31番委員と12番委員。
	以上、事務局案として提案いたします。

議長

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第5号は原案のとおり承認することとし、あつせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにはございませんか。

委員

「なし」の声あり。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

その他について、ご説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。

その他(議案書24～25ページを参照して説明)

1. 一時使用届について

2. 7月の行事報告

3. 8月の行事予定等

議長

ほかにはございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第37回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立ください。

一同礼。

(閉会 午後3時11分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 6番委員 _____

議事録署名委員 8番委員 _____

